

ご相談は、ハラスメント防止委員まで。

ハラスメント防止委員会は、本学のハラスメント防止を目的に設置された委員会です。

学生・教職員に関係したハラスメント問題が起こった際に対応いたします。

委員は、相談者の話を聞き、解決に向けてどうしたいのか、大学はそのために何ができるのかを一緒に考え、相談者の学び働く権利を守るための支援を行います。

(※今年度の委員については、学内掲示をご覧ください)

相談したい場合は

いずれかのハラスメント防止委員までお声がけください。

まずは、お話を伺います。

虚偽の申し立ての禁止

ハラスメントの相談、申立て、事実確認の調査に際して、故意に虚偽の申し立てや証言をすると、学則又は就業規則に従って処分の対象となります。

プライバシーの保護

相談者のプライバシーは保護します。

また、相談者の不利益となる取り扱いは行いません。

ハラスメントのないキャンパスへ

 静岡福祉大学
Shizuoka University of Welfare

ハラスメント防止委員会



パワー・ハラスメント

職場内での優位性を背景に、
精神的・身体的苦痛を与えること。

例)

- 必要な情報が意図的に伝えられなかった。
- 少しのミスで不当に責められた。
- プライベートに過度に干渉された。



ハラスメントとは？

“いじめ” “いやがらせ” のこと。

自分の立場を利用して、
相手を軽視し、
尊厳を踏みにじることです。

アカデミック・ハラスメント

教育・研究におけるパワー・ハラスメントのこと。

例)

- 大声で高圧的に叱責された。
- 教員の好みにより、特定の学生や集団が有利または不利に扱われた。
- 授業評価アンケートにおいて、誹謗中傷や虚偽の記述、不当な評価をされた。

セクシュアル・ハラスメント

意図に関わらず、性的言動によって
相手に不快感を与えること。

例)

- 身体に不必要に接触された。
- 年齢や性別についてからかわれた。
- 不利益を被る性差別をされた。



その他のハラスメント例

- 誹謗中傷をメールで流されたり、SNSに書き込んだりされた。
- 個人情報、写真や居場所等を、同意を得ることなくインターネットで公表された。
- 帰り道で待ち伏せするなどのストーカー行為をされた。
- 友達・同僚に仲間外れにされたり、金品を要求されたりした。
- 飲酒を強要された。